

## 八街市クーリングシェルターの指定等に関する要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条の規定による指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

### （指定要件）

第2条 クーリングシェルターの指定を受けることができる施設は、法第21条第1項各号に定めるもののほか、次の各号の要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 千葉県に熱中症特別警戒情報が発表されたとき及び次条に定める運用期間中において、開放可能日時の範囲内で当該施設を市民その他の者に無料で開放することができること。
- (2) 市民その他の者の滞在のために供すべき部分に、当該施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数（以下「受入可能人数」という。）が同時に滞在できるスペース等があり、施設規模等に応じた適当な冷房設備や滞在中に受入可能人数が休息できる椅子等が備わっていること。
- (3) 当該施設をクーリングシェルターとして指定した旨等の公表について了承できること。
- (4) 市長が適当でないと認める施設でないこと。

### （運用期間）

第3条 クーリングシェルターの運用期間は、法第18条に規定する熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。

### （指定申請等）

第4条 クーリングシェルターの指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八街市クーリングシェルター指定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、本市が設置する公共施設にあっては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは内容を審査し、当該施設が

指定要件を満たしていると認めたときは当該施設をクーリングシェルターとして指定し、申請者に対して八街市クーリングシェルター指定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の内容を審査し、当該施設が指定要件を満たしていないと認めたときは、申請者に対して八街市クーリングシェルター不指定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により、クーリングシェルターの指定を受けた者と法第21条第3項の規定による協定を締結するものとする。

（協力事項）

第5条 前条第2項の規定による指定を受けた者は、市の要請に応じ可能な範囲で次の各号に掲げる事項について協力するものとする。

(1) クーリングシェルターに案内ポスターの掲示

(2) クーリングシェルターに熱中症予防に関する啓発チラシの掲示又は配布

(3) その他市長が必要と認める事項

（経費の負担）

第6条 市は、クーリングシェルターとしての運用に伴い必要となる冷房設備の電気代その他一切の経費について負担しないものとする。

（指定解除申請）

第7条 第4条第2項の規定による指定を受けた者が、指定を解除しようとする場合、指定の解除を希望する日の1か月前までに八街市クーリングシェルター指定解除申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（指定解除）

第8条 市長は、前条並びに法第22条第1項及び第2項に定めるもののほか、第2条に規定する指定要件を満たさなくなった場合、第4条第2項による指定を解除するものとする。

2 市長は、前項の規定により、指定を解除した者に対して、八街市クーリングシェルター指定解除通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 4 条第 1 項）

八街市クーリングシェルター指定申請書

年 月 日

八街市長

申請者 所在地

名称及び代表者

電話番号

八街市クーリングシェルターの指定等に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

|          |                                            |  |
|----------|--------------------------------------------|--|
| 施設名      |                                            |  |
| 施設所在地    |                                            |  |
| 希望する指定期間 |                                            |  |
| 開放可能日時   | 曜日：<br>時間：<br>休業日：                         |  |
| 受入可能人数   | 人                                          |  |
| 開放場所     | 1. 椅子又はベンチ（ 台）<br>2. テーブル（ 台）<br>3. その他（ ） |  |
| 管理責任者名   |                                            |  |
| 管理責任者    | 電話番号                                       |  |
| 連絡先      | メール                                        |  |
| 備考       |                                            |  |

※施設における開放場所について、見取図を添付してください。

様式第 2 号（第 4 条第 2 項）

八街市クーリングシェルター指定通知書

第 号

年 月 日

様

八街市長

印

年 月 日付けで申請のありました下記の施設について、  
八街市クーリングシェルターの指定等に関する要綱第 4 条第 2 項の規定により、  
クーリングシェルターとして指定しましたので通知します。

記

|       |  |
|-------|--|
| 施設名   |  |
| 施設所在地 |  |
| 指定期間  |  |
| 備考    |  |

※指定にあたって

- ・八街市クーリングシェルターの指定等に関する要綱第 4 条第 4 項の規定により協定を締結することとなります。
- ・協定締結後、市ホームページ等で施設名、施設所在地等を公表します。

様式第 3 号（第 4 条第 3 項）

八街市クーリングシェルター不指定通知書

第 号

年 月 日

様

八街市長

印

年 月 日付けで申請のありました下記の施設について、  
八街市クーリングシェルターの指定等に関する要綱第 4 条第 3 項の規定により、  
クーリングシェルターとして指定しないこととしたので通知します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 施設名     |  |
| 施設所在地   |  |
| 指定しない理由 |  |
| 備考      |  |

様式第 4 号（第 7 条）

八街市クーリングシェルター指定解除申請書

年 月 日

八街市長

申請者 所在地

名称及び代表者

電話番号

八街市クーリングシェルターの指定等に関する要綱第 7 条の規定により、下記のとおりに申請します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 施設名     |  |
| 施設所在地   |  |
| 指定解除希望日 |  |
| 指定解除理由  |  |
| 備考      |  |

様式第 5 号（第 8 条第 2 項）

八街市クーリングシェルター指定解除通知書

第 号

年 月 日

様

八街市長 印

下記の施設について、クーリングシェルターの指定を解除しましたので、八街市クーリングシェルターの指定等に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により、通知します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 施設名     |  |
| 施設所在地   |  |
| 指定解除年月日 |  |
| 指定解除理由  |  |
| 備考      |  |